

教育委員会定例会議事日程

令和3年6月11日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
新型コロナウイルス感染症への対応について
令和2年度 はまっ子未来カンパニープロジェクトの実施報告について
- 3 請願等審査
受理番号1 採択の特例に関する請願書
受理番号2 高等学校歴史教科書採択に関する請願書
- 4 その他

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

- 5/28 本会議（第3日）一般質問
- 6/1 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）
- 6/4 本会議（第4日）議案議決

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 6/2 令和3年度横浜開港記念式典

(2) 報告事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 令和2年度 はまっ子未来カンパニープロジェクトの実施報告について

3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

前回の報告（令和3年5月25日）以降の教職員の感染者は4人、児童生徒の感染者は61人、感染者が発生した学校は合計53校です。

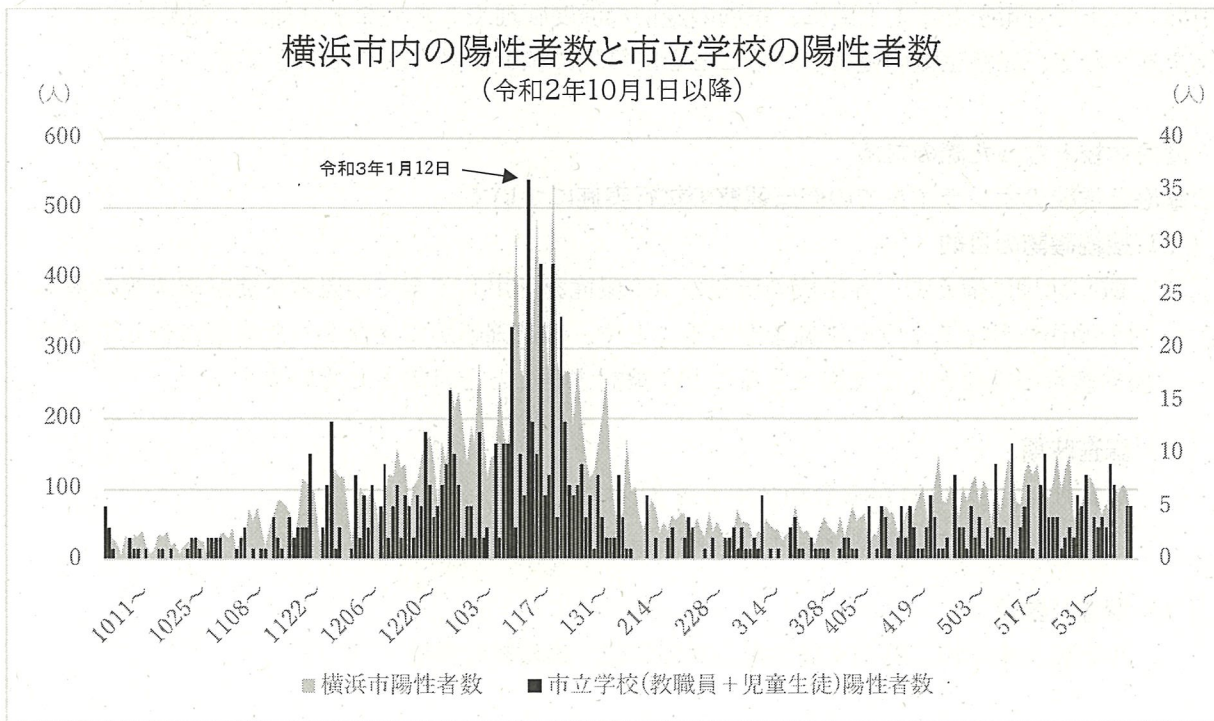
なお、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は135人、児童生徒の感染者は853人、感染者が発生した学校は369校となっています。（令和3年6月9日現在）

学校からの報告を基にした、学校関係者の感染状況については、先週までの状況としては横ばい傾向となっています。

学校関係者の感染者数（5月10日～6月6日の学校からの報告に基づく人数）

集計期間	教職員感染者数	児童生徒感染者数	合計
5月10日～5月16日	5	23	28
5月17日～5月23日	5	26	31
5月24日～5月30日	2	26	28
5月31日～6月6日	1	24	25

※教職員は判明日、児童生徒は報告日で集計しています。



2 まん延防止等重点措置の実施期間中における市立学校の教育活動について

現在、神奈川県（横浜市を含む20市町）では、6月20日まで「まん延防止等重点措置」になっています。市立学校においては、感染予防措置を十分に講じながら、原則として、主に以下の対応を継続し慎重に教育活動を継続しています。

《市立学校の教育活動における感染予防の主な取組》

- ガイドライン順守の徹底とリスクの高い教育活動の実施見合わせ
- 児童生徒の健康観察（家族や同居人に感染疑いでPCR検査受検者がいる場合、登校を控える等）
- 教職員の健康管理及び勤務の取扱い（体調不良時に出勤を控える、早めの退勤）
- 部活動（感染リスクの高い活動は避ける、活動前後の休憩時などの感染症対策、県内大会の参加は感染症対策を確認する）
- 学校行事等
 - ・運動会・体育祭等（参観者の検討、時間短縮、熱中症に留意したマスク着用）
 - ・遠足（旅行）・集団宿泊的行事（県外への移動や宿泊を伴う行事は、原則として延期または中止）
- 教職員の研修（可能な限りオンラインでの実施。集合研修の場合は感染拡大防止対策の徹底）
- 登下校への配慮（学校種・学校の実情に合わせて、登下校時の密を避けるための取組）
- 水泳の授業の取扱い（学習機会の確保の観点から可能な範囲で実施。各校の状況により実施可否検討）

熱中症事故の防止については、熱中症が死に至る可能性があることを改めて周知し、感染症対策よりも熱中症対策を優先するよう学校に要請しています。昨年度は8月を中心に、児童生徒の熱中症（熱中症の疑い含む）による救急搬送の報告がありましたが、今年度も既に数件の報告を受けている状況です。熱中症対策ガイドラインに基づき、WBGT計を活用し、環境条件を把握した上で対策をとるとともに、室内の適切な温度管理やこまめな水分補給、運動時にマスクを外すなど、児童生徒の健康を守ることを最優先に教育活動を進めています。

3 臨時休校となった際の対応

○家庭と学校のオンラインでの健康観察の試行実施について

（1）接続確認の目的

臨時休校に備えて、各学校の現在のICT環境を活用して全ての児童生徒が端末等の基本的な操作を行えるように準備を進めることや、接続確認ができなかった家庭に対して各学校や教育委員会として支援できることを検討することを目的としています。

（2）調査時期

令和3年4月30日から令和3年5月31日

※学校事情により現在調査中の学校もあります。

（3）調査対象校

小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、義務教育学校

(4) 調査結果

【小学校、中学校、特別支援学校、義務教育学校】 ※主にロイロノート・スクールを活用
6月8日現在、445校からの報告を受け、端末等の基本的な操作確認は、端末設定が未完了等の学校以外は実施済み、家庭と学校とのオンラインでの接続は、約84%です。

<接続できなかった主な理由>

- ・インターネット環境がない、様々な理由で端末等が準備できなかったため。
- ・家庭によって端末等の種類・バージョンやみまもり設定等のフィルタリングが異なり、手順書どおりにはロイロノート・スクールへのログインができなかったため。

【高等学校】 ※Google クラスルームを活用

6月8日現在、全校からの報告を受け、家庭と学校とのオンラインでの接続は、約94%です。

<接続できなかった主な理由>

- ・生徒が使用している端末の機種によりWi-Fiに繋がらない、古くて対応していないなど。
- ・Googleアカウントの配付や接続に本人及び保護者の同意が得られなかったため。

(5) 対応策

【小学校、中学校、特別支援学校、義務教育学校】

<端末について>

接続確認ができなかった家庭のうち、インターネット環境や端末等の準備といったICT環境に起因するご家庭については、就学援助世帯を対象としたモバイルルーターの貸与や、各校約40台の持ち帰り用端末で対応していきます。

一斉臨時休業に至った際など貸与端末が不足する場合には、1人1台端末も貸与できるよう進めていきます。

<健康観察について>

オンラインでの健康観察については、今後も児童生徒の健康観察を毎日実施することが必要であることから、教職員の働き方改革の観点も踏まえ、オンラインで実施する学校を一層拡大することが必要と考えます。ついては、他のサービスを既に実装している学校の取組は尊重しつつ、今回初めて試行実施した学校が、これを機にオンラインへ円滑に移行し業務改善につなげられるよう、ロイロ社と共同で説明動画を作成・周知するほか、教職員等への研修も実施してまいります。

<その他>

アカウント使用における課題や困難さも見られました。市内の高等学校ではすでに出欠カード機能を活用しているところもあり、生徒たちも様々な端末を使用しているため、取材を行って導入時のトラブルシューティングなどをまとめ、FAQも作成していきます。

Google フォームやGoogle クラスルームを用いての出欠確認についても参考となる動画も作成していきます。作成は、企業に確認いただきながら進めています。

【高等学校】

Google アカウントの活用について、生徒及び保護者の同意が得られるよう引き続き丁寧な説明を行っていきます。

令和2年度 はまっ子未来カンパニープロジェクトの実施報告について

はまっ子未来カンパニープロジェクトとは

企業・地域等と横浜の子どもたちが連携し、起業体験に関する学習を行う中で、子どもたちの社会参画や地域貢献に対する意識を高める取組。平成28年度から開始し、令和2年度で5年目となり、令和3年度もこれから参加校を募集して実施予定。

1 目的

- 横浜の子どもたちが、体験を通して地域貢献・社会参画する意義ややりがいを考える機会をつくる。
- 横浜の大人が連携・協働して、実社会の中で活躍するための資質・能力を育成する。
- 参加校の起業体験に関わる優れた実践を広く発信し、本市の充実した自分づくり教育（キャリア教育）を実現する。

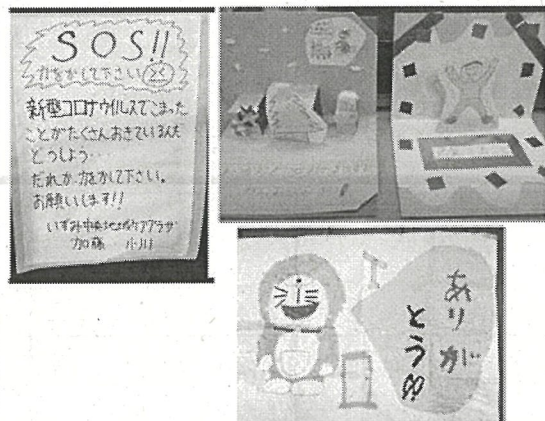
2 令和2年度 参加校

○36校49取組

1	飯島小学校	13	瀬ヶ崎小学校	25	日野南小学校
2	飯田北いちょう小学校	14	浅間台小学校	26	仏向小学校
3	和泉小学校	15	大門小学校	27	保土ヶ谷小学校
4	一本松小学校	16	鶴見小学校	28	本町小学校
5	大口台小学校	17	戸部小学校	29	みなとみらい本町小学校
6	桂台小学校	18	永田台小学校	30	六浦小学校
7	上大岡小学校	19	名瀬小学校	31	六つ川小学校
8	神橋小学校	20	新治小学校	32	師岡小学校
9	北山田小学校	21	西前小学校	33	緑園西小学校
10	小雀小学校	22	能見台小学校	34	浦島丘中学校
11	桜台小学校	23	羽沢小学校	35	高田中学校
12	新吉田小学校	24	日枝小学校	36	中和田中学校

3 具体的な取り組み例

和泉小学校（4年生）

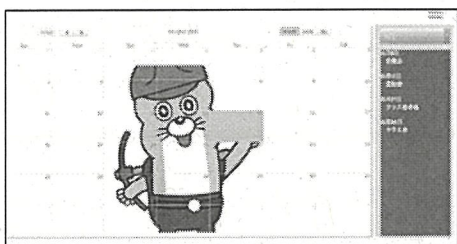
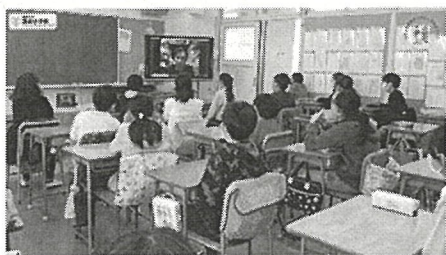


和泉町をエノキで笑顔にしようプロジェクト

（連携先：横浜市いずみ中央地域ケアプラザ、泉区社会福祉協議会、泉区高齢・障害支援課）

地域のケアプラザからの協力依頼を受け、コロナ禍で外出機会が減った高齢者の方々のために、動画（気軽にできる体操・演劇等）・料理レシピ・手紙などのレクリエーションを作成した。高齢者の方から御礼のお手紙が届き、小学校4年生であっても地域の一員としてできることがあると気づくことができた。

西前小学校（5年2組）



スケジュールアプリをつくろう

（連携先：株式会社プレースホルダ）

「タブレットを使いながら、よりよい学校生活にならないか」と考え、連携先企業からのアドバイスを受けながら、自分たちでスケジュールアプリの作成に取り組んだ。

また、このアプリを校内や他校にも知ってもらおうとプロモーションのためのポスターや動画も端末を使って作成した。

児童は、連携先企業の方からの話を聞き、「プロの方でも失敗したことがあるので(中略)あきらめずに何度も立ち向かっていけば、いい大人になれる」という感想を持った。

高田中学校（1・2年生）



マルちゃんオリジナルカップ麺をつくろう!

（連携先：東洋水産株式会社、凸版印刷株式会社）

2年生の美術科でのデザインの学習を生かして、企画したデザインを実物化させるために連携先企業の協力を得ながら、商品コンセプトから商品デザイン検討、プレゼンテーションまでの実際の商品開発の一連の流れを取り入れた実践的な体験学習を行った。

生徒は「消費者のことを考えて(中略)何かをつくるということは、とても難しいと知ることができた」という感想を持った。

4 運営体制

- 産学官の連携による組織として推進委員会を設置。
 - ・年2回程度の推進委員会を実施、本プロジェクトの在り方や育成したい資質・能力について、外部機関との連携の在り方等、多様な視点から協議。
 - ・参加校の外部機関との連携した授業の視察を実施し、推進委員会で共有。
- 本プロジェクトの推進にあたり、助言をいただくため、外部委員やアドバイザーに有識者を配置。

令和2年度 はまっ子未来カンパニープロジェクト推進委員（補職は令和2年度現在）

江森 克治	横浜スタンダード推進協議会 理事長
小西 恭平	株式会社プレースホルダ 営業/事業開発
佐々木伸一	横浜マリノス株式会社 マーケティング本部法人営業部 課長
岡部 祥司	NPO法人ハマのトウダイ 共同代表
福田 政也	横浜商工会議所 企画広報部 部長
飯塚 昇	横浜市PTA連絡協議会 副会長
小正 和彦	横浜市立みなとみらい本町小学校 校長
横田由美子	横浜市立高田中学校 校長
小池 道子	政策局 共創推進室共創推進課 課長
中村 隆幸	経済局 中小企業振興部経営・創業支援課 課長
堂腰 康博	こども青少年局 子育て支援部保育・教育人材課 幼・保・小連携担当課長
□外部委員□	
藤田 晃之	筑波大学 人間系 教授
□アドバイザー□	
長島 由佳	元横浜市教育委員
□事務局業務支援者□	
田中 多恵	NPO法人ETIC. 横浜ランチ マネージャー

5 成果の普及

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のため集合型の学習発表会のかわりに、学習活動紹介動画を作成しロイロノートで各校に発信した。
- 参加校の実践を冊子（パンフレット）にまとめ、全市立学校や連携機関に配付した。
- 横浜の市民や企業、大学、行政が連携した共創プラットフォーム「#おたがいハマ」にて関わった教員・連携先企業の取組を発信した。（YouTube ライブ、Facebook ライブで生配信）
#おたがいハマ トーク vol.130 瀬ヶ崎小学校の現場から～はまっこ未来カンパニープロジェクト～（ <https://otagaihama.localgood.yokohama/topics/4339/> ）



令和3年5月7日

横浜市教育委員会

教育長 鯉渕 信也 殿

受理番号 /

採択の特例について（請願）

教育を良くする神奈川県民の会

代表 新井 三男

大和市中央林間西

電話

1. 請願事項

令和元年度検定で不合格となり、再申請をして令和2年度検定で合格した教科書について、採択の特例としての採択事務手続きを行っていただきたい。

2. 請願の理由

検定で不合格となり、翌年度に再申請を行い合格した教科書については、都道府県教育委員会が調査を行い、市町村教育委員会が必要に応じて採択替えができるように定められています。

つきましてはその趣旨を踏まえ、令和元年度検定で不合格となり、再申請をして令和2年度検定で合格した教科書について、採択の特例としての採択事務手続きを行うように請願いたします。

横浜市教育委員会
教育長 鯉淵 信也 殿



令和3年5月7日

受理番号 2

高等学校歴史教科書採択について（請願）

教育を良くする神奈川県民の会

代表 新井 三男

大和市中央林間西

電話

1. 請願事項

下記のいずれかに該当する高等学校歴史教科書を採択しないでいただきたい。

- (1) 「従軍慰安婦」という用語の記述があるもの。
- (2) 「慰安婦」が官憲により「強制連行」されたかのように表現しているもの。
- (3) 朝鮮半島から内地に移入した人々を、「強制連行された」「強制的に連行された」「連行された」など一括りに表現しているもの。
- (4) 戦時の「募集」「官斡旋」及び「徴用」による労務を「強制労働」などと表現しているもの。

2. 請願理由

政府は令和3年4月27日の閣議で、慰安婦問題や強制労働等についての質問主意書に対する答弁書を決定しました。

答弁書では、政府が調査した公文書等の資料に「従軍慰安婦」という用語はないこと、また、「(従軍) 慰安婦」が軍により「強制連行」されたという虚偽の言説が、新聞報道などにより流布された経緯を踏まえ、「従軍慰安婦」という用語を用いることは誤解を招く恐れがあり不適切であるとしています。

さらに、「強制連行」「強制労働」に関しては、朝鮮半島から移入した人々の経緯は様々であり一括りに「強制連行された」などと表現することは不適切であること、国民徴用令に基づく「徴用」は法令に基づくもので「強制連行」などには当たらないこと、「募集」「官斡旋」「徴用」による労務は「強制労働に関する条約」が定める「強制労働」に該当しないとしています。

つきましては、このような用語や表現のある教科書は、生徒に誤解を与える恐れがあることから、採択しないように請願いたします。